

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる  
災害救助法の適用について

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者さまへ

この度の災害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法が適用された地域でご契約をいただいているご契約者の皆さまを対象に以下の措置を実施いたします。

「保険料払込猶予期間の延長」

ご契約者のお申し出により、保険料の払い込みについて、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。本措置をご希望される場合には、当社カスタマーセンターまでお申し出ください。

1. カスタマーセンター

電話：0120-202-025（受付時間：平日 10:00～18:00）

メール：customer@pfirst-grace.co.jp

2. 適用地域と法の適用日

◆内閣府（防災担当）発表

（第1報）2025年8月7日付

（第2報）2025年8月7日付

災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

石川県 1市（金沢市）

鹿島県 1市（霧島市）

災害救助法適用市町村		法適用日	備考
都道府県名	市町村名		
石川県	金沢市（かなざわし）	2025年8月7日	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

鹿児島県	霧島市（きりしまし）	2025 年 8 月 7 日	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用
------	------------	----------------	---------------------------

<参考 URL> [https://www.bousai.go.jp/pdf/250808\\_kyuujo-tekiyo.pdf](https://www.bousai.go.jp/pdf/250808_kyuujo-tekiyo.pdf)

以上